　　　出水市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この告示は、市内の空き家を有効活用して市の活性化及び本市への定住促進を図るため、出水市空き家情報登録制度実施要綱（平成２８年出水市告示第１４３号。次条において「要綱」という。）に定める空き家バンク登録台帳に登録された物件（以下「登録物件」という。）の改修工事を行い、又は登録物件に残存する家財等の処分及び清掃をする者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、出水市補助金等交付規則（平成１８年出水市規則第４８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるものとする。

　（定義）

第２条　この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　⑴　空き家　要綱第２条第１号に規定する空き家をいう。

　⑵　物件登録者　要綱第５条に規定する物件登録者をいう。

　⑶　利用登録者　要綱第９条第１項に規定する利用登録者（物件登録者の３親等以内の親族を除く。）をいう。

　⑷　改修工事　登録物件の安全性、居住性、機能性等の維持又は向上のために行う修繕、模様替え、増築等の工事をいう。

　⑸　家財処分及び清掃　空き家において使用されず残置された状態の電化製品、家具、食器その他の家財道具の処分及び空き家の清掃を行うことをいう。

　⑹　市内施工業者　本市に居住する個人事業主又は本市に本社若しくは本店を置く法人若しくは本市に過去において本社若しくは本店を置き、かつ、現在において鹿児島県内に主たる営業所を置き、及び本市に営業所を置く法人であって、改修工事又は家財処分若しくは清掃を行うものをいう。

　（補助金の交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、物件登録者又は利用登録者で市税等を滞納していないものとする。

　（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 補助対象経費 | 備　　考 |
| 改修工事 | 市内施工業者による空き家の改修工事に要した費用（居住部分に係るものに限る。） | 左欄の費用について他の補助金の交付を受けておらず、かつ、当該費用の総額（消費税及び地方消費税を含む。以下この表において同じ。）が２０万円以上であること。 |
| 家財処分及び清掃 | 市内施工業者による空き家の家財処分及び清掃に要した費用（居住部分に係るものに限る。）。ただし、特定家庭用機器再生商品化法（平成１０年法律第９７号)に基づく特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬に関する料金を除く。 | 左欄の家財処分を行う市内施工業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第７条第１項本文の規定による市長の許可を受けた者であること。  　左欄の費用の総額が５万円以上であること。 |

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

　⑴　改修工事　補助金対象経費の１００分の２０以内の額とし、３０万円を上限とする。

　⑵　家財処分及び清掃　補助金対象経費の１００分の２０以内の額とし、５万円を上限とする。

２　補助金は、同一住宅又は同一人に対し、１回に限り交付するものとする。

　（補助金の交付の申請）

第６条　規則第３条の補助金等交付申請書は、第１号様式によるものとし、同条の規定により当該交付申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

　⑴　改修工事

　　ア　工事見積書の写し

　　イ　工事設計図の写し

　　ウ　着工前写真

　　エ　売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類（申請者が利用登録者である場合に限る。）

　　オ　改修工事に係る所有者の同意が得られたことを証する書類（申請者が利用登録者である場合に限る。）

　　カ　納税証明書

　　キ　承諾書（第２号様式）

　　ク　その他市長が必要と認める書類

　⑵　家財処分及び清掃

　　ア　家財処分又は清掃に係る見積書の写し

　　イ　家財処分又は清掃を要する居住部分の室内の写真

　　ウ　売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類（申請者が利用登録者である場合に限る。）

　　エ　家財処分又は清掃に係る所有者の同意が得られたことを証する書類（申請者が利用登録者である場合に限る。）

　　オ　納税証明書

　　カ　承諾書

　　キ　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、空き家の売買契約を締結した日又は賃貸借契約を締結した日から起算して６か月を経過する日までに行わなければならない。

　（補助金の交付の決定の通知）

第７条　規則第６条の規定による補助金の交付の決定の通知は、空き家バンク登録物件改修事業補助金交付決定通知書（第３号様式）により行うものとする。

　（補助事業の内容等の変更）

第８条　規則第７条第１項の補助事業等の内容等の変更事由は、次のとおりとする。

　⑴　補助金の額に変更が生じたとき。

　⑵　その他市長が必要と認める変更が生じたとき。

２　規則第７条第１項の補助金等変更交付申請書は、第４号様式によるものとし、同項の規定により当該変更交付申請書に添付すべき書類は、当該変更に係る第６条第１項各号に掲げる書類とする。

３　規則第７条第３項において準用する規則第６条の規定による通知は、空き家バンク登録物件改修事業補助金変更交付決定通知書（第５号様式）により行うものとする。

　（実績報告）

第９条　規則第１３条の補助事業等実績報告書は、第６号様式によるものとし、同条の規定により当該実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

　⑴　空き家転居後の住民票の写し（補助事業者が利用登録者の場合に限る。）

　⑵　工事費用内訳書及び領収書の写し

　⑶　完成写真（着工前及び着工後）

　⑷　売買契約書又は賃貸借契約書の写し（申請時において売買又は賃貸借の同意が得られたことを証する書類を提出した場合に限る。）

　⑸　その他市長が必要と認める書類

　（補助金の額の確定の通知）

第１０条　規則第１４条の規定による補助金の額の確定の通知は、空き家バンク登録物件改修事業補助金交付確定通知書（第７号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第１１条　規則第１６条第１項の補助金等交付請求書は、第８号様式によるものとする。

　（その他）

第１２条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、平成２８年１０月３日から施行する。

　　　附　則

　この告示は、令和２年４月１日から施行する。

第１号様式（第６条関係）

年　　月　　日

　（宛先）出水市長

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　印

　　　空き家バンク登録物件改修事業補助金交付申請書

　空き家バンク登録物件改修事業補助金を交付くださるよう、出水市補助金等交付規則第３条及び出水市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金の区分

２　空き家バンク物件登録番号及び所在地

　　第　　　号　　出水市

３　補助金交付申請額　　金　　　　　　　　　　円

４　関係書類

第２号様式（第６条関係）

承　　諾　　書

　（宛先）出水市長

　出水市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱第６条の規定により、承諾書を提出します。なお、本事業の実施に際し、問題が発生した場合は、当方の責任において適切な措置を講じて解決します。

記

　次の事項について、承諾します。

１　空き家の所有者は、補助金の交付を受けた日から起算して５年以内に当該空き家の取壊しを行わないこと。

２　空き家の利用者は、補助金の交付を受けた日から起算して５年以内に転居又は転出をしないこと。

　　　　　　年　　月　　日

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　印

第３号様式（第７条関係）

出　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

出水市長　　　　　　　　印

　　　空き家バンク登録物件改修事業補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった空き家バンク登録物件改修事業補助金については、出水市補助金等交付規則第４条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１　補助金の額　　金　　　　　　　　　　円

２　交付の条件

第４号様式（第８条関係）

年　　月　　日

　（宛先）出水市長

補助事業者　住所

氏名　　　　　　　　　印

　　　空き家バンク登録物件改修事業補助金変更申請書

　　　　　年　　月　　日付け出　第　　　号で交付決定を受けた通知のあった空き家バンク登録物件改修事業を下記のとおり変更したいので、出水市補助金等交付規則第７条及び出水市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付申請額　　金　　　　　　　　　　円

　　（うち前回までの申請額　　金　　　　　　　　　　円）

２　変更の理由

３　関係書類

第５号様式（第８条関係）

出　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

出水市長　　　　　　　　印

　　　空き家バンク登録物件改修事業補助金変更交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった空き家バンク登録物件改修事業の変更については、出水市補助金等交付規則第７条の規定により、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

　補助金の額

第６号様式（第９条関係）

年　　月　　日

　（宛先）出水市長

補助事業者　住所

氏名　　　　　　　　　印

　　　空き家バンク登録物件改修事業補助金実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け出　第　　　号の交付決定通知に基づき空き家バンク登録物件改修事業を実施したので、出水市補助金等交付規則第１３条及び出水市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱第９条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

１　工事等の施工場所

２　着手年月日　　　　　　年　　月　　日

３　完了年月日　　　　　　年　　月　　日

４　関係書類

　⑴　転居後の住民票の写し（補助事業者が利用登録者である場合に限る。）

　⑵　工事費用内訳書及び領収書の写し

　⑶　完成写真（着工前及び着工後）

　⑷　売買契約書又は賃貸借契約書の写し（申請時において売買又は賃貸借の同意が得られたことを証する書類を提出した者に限る。）

　⑸　その他市長が必要と認める書類

第７号様式（第１０条関係）

出　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

出水市長　　　　　　　　印

　　　空き家バンク登録物件改修事業補助金交付確定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで実績報告のあった空き家バンク登録物件改修事業補助金については、出水市補助金等交付規則第１４条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

　補助金の額　　金　　　　　　　　　　円

第８号様式（第１１条関係）

年　　月　　日

　（宛先）出水市長

補助事業者　住所

氏名　　　　　　　　　印

　　　空き家バンク登録物件改修事業補助金交付請求書

　　　　　年　　月　　日付け出　第　　　号の交付確定通知に基づく、空き家バンク登録物件改修事業補助金を交付くださるよう、出水市補助金等交付規則第１６条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　金　　　　　　　　　　円

２　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行・金庫　　　　　　　　　本店・支店  　　　　　　　　　組合・農協　　　　　　　　　本所・支所 |
| 口座種別 | 普通　・　当座　・　その他（　　　　） |
| 口座番号 |  |
| フリガナ  口座名義人 |  |